



包括支援センターだより

シリーズ「認知症」
～住み慣れた地域で安心して暮らしていくために～



介護者のつどい

と き [山北] 11月27日(金)
午前10時～11時30分

ところ さんぼく会館

対象者 市内在住の介護者

参加費 100円

申し込み 11月20日(金)までに電話
で申し込んでください。

「こんなときどうしたら・・・」

お金の管理や手続きがおぼつかなくなったときに

認知症などの理由で判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うときに、不利益をこうむったり悪質商法の被害者になったりすることを防ぎ、権利や財産を守る公的な仕組みとして「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。

①成年後見制度

財産管理(預貯金管理、不動産などの処分、遺産分割など)や身上監護(介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の契約、費用支払い、日常生活上の契約など)について、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所に選任された後見人など(配偶者や親族、知人、法律や福祉の専門家など、本人にとって最も適切と思われる人)がサポートします。

②日常生活自立支援事業

介護・福祉サービスの利用、日常的な金銭管理(税金・保険料・公共料金、家賃の支払い、年金の受け取りなど)、大切な書類(預貯金通帳、印鑑、証書など)の保管などについて、社会福祉協議会の生活支援員が、自分ひとりで判断するには不安がある人のお手伝いをします。[相談窓口 社会福祉協議会生活支援課 ☎62-7756(神林庁舎内)]

認知症についてみんなで語ろう



かたるんカフェのご案内

「かたるんカフェ」は身近にあるカフェのように気軽にお茶を飲みながら、認知症の相談や、参加者同士で情報交換が出来る憩いの場です。

認知症の人やその家族、認知症について関心がある人など、どなたでも参加できます。カフェで、ほっと一息しませんか？
お気軽にお立ち寄りください。

お気軽に情報交換
しませんか？



と き 11月18日(水) 午後1時30分～3時30分
(出入りは自由です)

ところ マナボーテ村上
2階 喫茶ルーム

参加費 100円

★事前申し込みの必要はありません。直接会場にお越しください。

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)
または各支所地域振興課地域福祉室